

熊本地域公共交通網形成計画の見直しについて

1. 計画見直しの背景と目的

- 熊本地域公共交通網形成計画は、まちづくりと一体となり将来に亘り、持続可能で利便性の高い公共交通網を形成するものとしてH28年3月に策定。
- 本年度は、計画期間の中間年度であり、見直し時期にあたることから、必要な時点修正等を行うとともに「新型コロナ危機を契機に生じた変化」や「関連法の改正」、「新たなテクノロジーの進展」などの社会情勢の変化を踏まえた見直しを実施。
- また、「地域公共交通活性化再生法」の改正に伴い「地域公共交通計画」の策定が努力義務化。

2. 計画見直しの内容

見直しのポイント

ポイント 1

ベストミックスによる
都市交通体系の最適化

ポイント 2

法改正に伴う新たな施策
の積極的活用

ポイント 3

新技術（AI、ICT等）
の積極的活用

ポイント 4

新型コロナ関連への対応

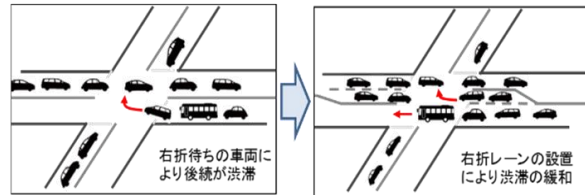
見直しポイントを施策展開の基本的な考え方に反映

施策展開の基本的な考え方

基幹公共交通の機能強化

ベストミックス

公共車両等の走行環境の改善 など



コミュニティ交通の導入

新技術

新たなコミュニティ交通の導入 など



▲国土交通省HPより

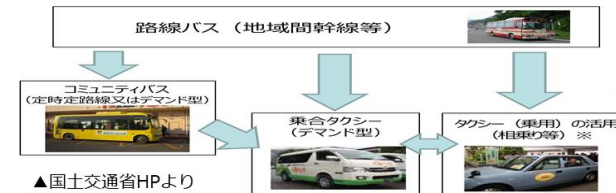
バス路線網の再編

法改正

共同経営を中心とした持続可能なバス路線網の再構築

法改正

輸送資源を活用した交通体系の効率化 など



公共交通の利用促進

新技術

公共交通のシームレス化の検討（Maas等）

コロナ

新しい生活様式への対応 など



▲全車両のコーティング剤施工熊本電鉄

各施策の展開により

ベストミックスの構築（総合的な交通戦略の推進）

公共交通に関する取組について

3. 共同経営に関する取組状況

熊本の公共交通ネットワークにおいてバス交通が担うべき役割（＝あるべきバス路線網）を将来にわたり維持し、かつその利便性・生産性を最大限向上させ、会社間の垣根を越えた路線再編等の取組を実施するため、2020年4月に都市バスに「共同経営準備室」を設置。※独禁法特例法:11月27日施行

■今年度の主な事業

【事業1】重複区間の最適化に伴う共同経営計画（第1版）の策定

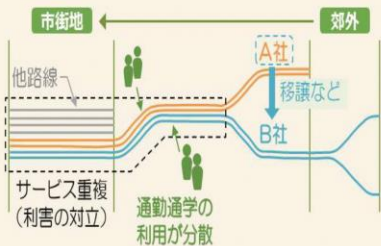
【事業2】路線バスのデータ公表（11月13日第1弾公表済）

【事業3】バス利用促進につながる新サービスの導入検討

重複区間の最適化（バス同士が競合する市内4区間）

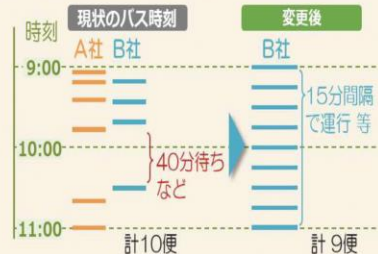
① 需給バランスの調整による運行の効率化

① 事業者間で利害が対立する様な路線は、競合する事業者同士で運行系統を調整（移譲/再配分）し、需要と供給のバランスが取れた便数を確保（適正化）する。



② ラウンドダイヤ化による利便性の維持・向上

② 適正なサービス内容（路線・ダイヤ・運賃等）を事業者同士で調整し、ラウンドダイヤ化による待ち時間の減少など、バス利用者の利便性の維持・向上を図る。



4. 公共交通のシームレス化の検討（Maas等）

Maas等の新たなモビリティサービスの展開を見据えて、各公共交通機関における電子予約や電子決済、ICTを活かした情報提供や乗継検索などの検討・導入に取り組みます。

※Maas（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービス



▲Maas化の推進

▲国土交通省HPより

5. 今後のスケジュール（案）

12月

1月

2月

3月

4月

議会報告（概要）

公共交通協議会

パブコメ

議会報告（最終案）

公共交通協議会

計画見直し完了